

僕の名前は「なごワン」。
消費生活Q&Aを紹介するワン。



消費生活Q&A 心当たりのないSMSでの架空請求

※SMS：携帯電話やスマホ同士で電話番号を宛先に指定し、短いメッセージのやりとりができるサービスのこと。

Q  (安 しん子ちゃん)

なごワン、お兄ちゃんのスマホに大手通販サイトから「サイトへの登録料が未納です。本日中に連絡がない場合は法的な手段に移行します。」というSMS(ショートメッセージサービス)が届いたんだって。お兄ちゃんは、「心当たりのない。」って慌ててたけど、大丈夫かな？

A  (なごワン)

もしかしたら、大手通販サイトをかたった架空請求かもしれないワン。お兄ちゃんは、本当に心当たりのないのかワン？

Q  (安 しん子ちゃん)

お兄ちゃんは、「サイトに登録したことがない。」って言ってたよ。もし、架空請求なら、どうしたらいいの？

A  (なごワン)

心当たりのないSMSには、連絡しない方がいいワン。連絡をすると、個人情報聞き出されたり、お金を要求されたりすることがあるワン。今、大手通販サイト名をかたり、未納料金を請求するSMSが問題になってるワン。

不審なSMSが届いたら、開かずにすぐ削除することが大切だワン。心配な時は和水町総務課に相談するといいワン。